

名勝の指定基準対象項目としての「展望地点」の今日的意義に関する考察

A consideration concerning current significance of the "Viewpoints" as a target item under the criteria for designating the Places of Scenic Beauty in Japan

平澤 毅*

Tsuyoshi HIRASAWA

Abstract: In this discussion, the current significance of the "Viewpoints" was considered, as one of the target items in the criteria for designating the Places of Scenic Beauty under the Law for the Protection of Cultural Properties in Japan. At first, there was introduced an overview of the criteria and the latest application results of designation of the Places of Scenic Beauty, and secondary, the origin, revision process and the meaning of the "Viewpoints" in the criteria. Next, 39 application cases of the 422 designations and their diversity were examined. Then, it was confirmed that the application of the target item in the designation standard clearly indicates the emphasis of the designation reason, and it was found that there are several types of viewing activities such as sequence as well as just looking out, among the cases already designated. In addition, "action for watching" and "experiences about scenery" were cited as indicators for understanding the "Viewpoints", and the "Viewpoints" mediate and connect them. Finally, it was suggested that the target item of the "Viewpoints" should be re-expressed as including a wider range of contents and components, such as "Places that provide us some unique experiences about scenery".

Keywords: Law for the Protection of Cultural Properties, Law for the Preservation of Historic Sites - Places of Scenic Beauty - Natural Monuments, action for watching, experiences about scenery, sequence

キーワード：文化財保護法，史蹟名勝天然記念物保存法，観賞行為，風景体験，シークエンス

1. はじめに

ランドスケープに関する研究分野において、或る場所や或る状況で眺められる内容やその特徴を検討することは、古くから主要な課題のひとつである。そうした検討の手掛かりとなる研究対象のひとつとしては、文化財保護法に基づく「名勝」に係る指定基準の項目のひとつに掲げられた「展望地点」とそれが適用されている事例などを挙げるができる¹⁾。一方で、名勝に関する検討は風景一般の検討に広く含まれると言えるものの、それは風景における「名勝」という或る固有な観点からの検討であって、そうした検討を風景一般についての検討に敷衍することには相当の注意を払う必要があることを指摘できる。

日本において、「名勝」に関する法律制度は、1919年制定の史蹟名勝天然記念物保存法（以下、旧法という。）によって始まり、1950年制定の文化財保護法に引き継がれ、今日1世紀を迎えた。「名勝」に係る現行の指定基準は1951年以来適用されており、指定事由とともに、保護しようとする内容の概要を示している。

この指定基準に掲げられた項目は、文化財保護法の施行上、芸術上又は観賞上価値の高い名勝地の中から指定される「名勝」が、その保護の趣旨に照らし合わせて、何を積極的に対象として含むのかを示すものではあるが、一方で、項目に掲げられたものを直ちに「名勝」に指定することを意味していないと考えられる²⁾。

また、現行の指定基準に示された「展望地点」の項目は、旧法下における保存要目の「著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點」に対応するものと言えるが、長年の制度運用においてその適用の在り方は必ずしも一様ではないことが窺われる。

本稿では、以上のようなことを踏まえながら、名勝の指定基準の項目に掲げられた「展望地点」の意味合いを俯瞰した上で、その適用事例における取扱いを例示的に確認し、指定基準が対象としている項目（以下、対象項目という。）としての「展望地点」が意味するところの今日的な可能性を考察することを目的としつつ、なお、敷衍して対象項目に関する検討の予察にも繋げたい。

2. 名勝の指定基準における「展望地点」の意味合い

文化財保護法第109条第1項は、文部科学大臣が記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定できるとし、この規定に基づく名勝の指定に当たって適用される基準（以下、指定基準という。）は以下のとおりである（原文縦書き）³⁾。

名勝 左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝 名勝のうち価値が特に高いもの

往々にして、ここに掲げられた11の対象項目が基準そのものであるように理解されがち傾向にもあるが、名勝指定の「基準」に相当するのは前文に掲げられた記載である。

すなわち、第2条第1項第4号に規定された「記念物」のうちの「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの」で、「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできない」ことを基本的な要件としている。さらに、名勝については、「記念物」の規定に示された芸術上の価値に主に対応する「人文的なもの」と、観賞上の価値に主に対応

*文化庁文化財第二課

表一 分類別の名勝指定件数

分類	公園	庭園	橋梁・築堤	花樹 (緑樹・松原)	岩石・洞穴	峡谷・深流	瀑布	湖沼	浮島	湧泉	砂嘴	海浜	島嶼	火山・温泉	山岳	丘陵・高原	河川	展望地点	複合的なもの	
指定件数	10	230	3	14	7	20	36	11	3	1	1	1	40	8	3	7	2	2	16	7
特別名勝 件数(内数)		24		1		5		1			1		2		1					1

する「自然的なもの」とに分けて、更なる要件を示している。

文化庁では、対象項目の一又は二を主たる指定事由としているものを「人文的なもの」、三から十一までのいずれかを主たる指定事由としているものを「自然的なもの」としており、2020年8月末現在、422件(うち、人文的なもの243件(うち、特別名勝24件)、自然的なもの179件(うち、特別名勝12件))が名勝に指定されている。また、自然的なものについては複数の項目が適用されることが多く、主たる指定事由として示された対象項目を参照して、便宜上、表一のような20分類に整理されている⁴⁾。

一方、対象項目の理解において重要なのは、それらが名勝の類型を直接示しているものではないということである。すなわち、「一 公園、庭園」のうち特に「庭園」は名勝の類型そのものであるとも言えるが、「公園」は類型そのものであると同時に名勝の一部として「公園」を含む指定事例⁵⁾もあり、「二 橋梁、築堤」についてもそれ自体は名勝の一部である。また、項目の三から十は、名勝そのものというよりも名勝を構成する主要な要素や顕著な特徴を示しており、「十一 展望地点」については対象の例示というよりも場所の性格に着目するものと理解できる。

保存する史蹟名勝天然記念物の対象をどのように把握するのかについては、法律制定に先立って史蹟名勝天然記念物保存協会により史蹟名勝天然記念物保存要綱草案(以下、要綱草案という。)が1919年2月13日付けで公表され、名勝については27の項目が示された。一方、旧法制定後、その施行に当たっては、1920年1月28日付け内務大臣決定の史蹟名勝天然記念物保存要目(以下、保存要目という。)が示され、史蹟や天然記念物との重複を避けて、名勝については11の項目に集約された。その後、名勝の保存要目については、1929年12月12日に1項目追加され⁶⁾、文化財保護法施行まで12の項目に基づき指定が図られた。このうち、今日、項目中末尾に示されている「展望地点」に相当するのは、要綱草案において筆頭の1番目に示された「風景ヲ眺メ得ル地點」、保存要目において示された「著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點」であり、指定しようとする名勝を特定するための記載構造そのものが異なるものの、指定基準における「展望地点」については、こうした流れの延長上で理解されなければならない⁷⁾。

名勝の保存要目については、1921年12月に内務省が解説⁸⁾を公表し、その11番目の項目について以下のように記載している。

十一 著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點

名勝ハ之ヲ眺ムルノ地ニ於テ其風致ニ差違アリ、故ニ之ヲ眺ムルノ地點ヲ選バザルベカラズ、松島ハ富山ニ於テ之ヲ一眸ノ下ニ収ムベク、瀬戸内海ノ風景ハ嚴島彌山ニ於テ能ク之ヲ了解スルヲ得ベク、天ノ橋立ハ成相山ニオイト最モ能ク其風景ヲ眺ムベキナリ。

ここには、この項目に関して、制度施行初期における基本的な姿勢が示されている。例示されている3つの事案はごく初期において指定されたが、その一方で、この項目を主たる指定事由としておらず、1923年に史蹟及名勝として指定された「厳島⁹⁾」には適用されてすらいらないことに注意したい。

蓋し、要綱草案において筆頭に掲げられたように、「眺める」という「展望地点」の趣旨は、名勝において須く基本的かつ本質的な要件として考えられていたことを窺うことができる。

3. 「展望地点」の適用事例とその多様化

こうした指定基準の対象項目における諸事情や沿革を加味しながらも、「展望地点」の今日的意義を考察するに当たっては、まず適用事例について検討する必要がある。一方、前述の「厳島」に係る事情などから敷衍すれば、「展望地点」が適用されていなくても、同様の観点がそれぞれの名勝の保護上重要である場合も少なくないことは或る程度自明であると考えられる。したがって、以下では、そうしたことも念頭に置きながら、名勝における「展望地点」の特徴が多様であることについて例示的に検討してみたい。

2020年8月末現在で、対象項目「展望地点」を適用して指定されている名勝39件を指定順に示せば表二のとおりである。

表二 「十一 展望地点」が適用されている名勝

指定種別	指定名称	所在道府県	指定年	適用項目	分類
特名	天橋立	京都府	1922	8・11	砂嘴
特名	松島	宮城県	1923	8・11	島嶼
特名	温泉岳	長崎県	1928	1・3・9・11	展望地点
名	下津井鷲羽山	岡山県	1930	11	展望地点
名	鳴門	徳島県	1931	8・11	海浜
名・天	鳳来寺山	愛知県	1931	3・4・5・10・11	山岳
名	奈曾の白瀑谷	秋田県	1932	6・11	瀑布
史・名	霊山	福島県	1934	5・10・11	山岳
名	千巖山および高舞登山	熊本県	1935	11	展望地点
名	六郎次山	熊本県	1935	11	展望地点
名	龍ヶ岳	熊本県	1936	11	展望地点
名	天都山	北海道	1938	11	展望地点
名	狗留孫山	山口県	1940	11	展望地点
名	金峯山	山形県	1941	11・10	展望地点
名	雙ヶ岡	京都府	1941	11	展望地点
名	白石島	岡山県	1943	8・11	島嶼
名	応神山	岡山県	1943	11	展望地点
名	高島	岡山県	1944	11	島嶼
名	八幡山	愛媛県	1944	11	展望地点
名・天	象頭山	香川県	1951	11・3	展望地点
名	日本平	静岡県	1959	11・10	展望地点
名	川平湾及びび茂登岳	沖縄県	1997	8・10・11	海浜
名	姨捨(田毎の月)	長野県	1999	3・4・11	展望地点
名	白米の千枚田	石川県	2001	3・4・11	展望地点
名	イーハトーブの風景地 *a	岩手県	2005	10・11 *b	複合
名	大和三山 *a	奈良県	2005	3・10・11	丘陵
名	不知火及び水島	熊本県	2009	8・11	海浜
名	和歌の浦	和歌山県	2010	8・11	海浜
名	富士五湖 *a	山梨県	2011	7・11	湖沼
名	ピリカノカ *a	北海道	2011追	11 *c	複合
名	南方曼陀羅の風景地 *a	和歌山県	2015	11 *d	複合
名・天	屏風ヶ浦	千葉県	2016	8・11	海浜
名	米子瀑布群	長野県	2016	6・11	瀑布
名	旧沼津御用邸苑地	静岡県	2016	3・11	緑樹(松原)
名	星ヶ森(横峰寺石鏡山遥拝所)	愛媛県	2017	11	展望地点
名	天念寺耶馬及び無動寺耶馬	大分県	2017	5・11	岩石
名	中山仙境(夷谷)	大分県	2018	5・11	岩石
名	アマミクスムイ	沖縄県	2018追	5・11, 10・11 *e	複合
名	満濃池	香川県	2019	2・11	築堤

注 1) 「指定種別」では、「史蹟」→「史」、「名勝」→「名」、「天然記念物」→「天」と略記した。
 2) 「指定名称」のうち、(*a)を付したものは、指定名称のぶら下がり記載を省略した。
 3) 「指定年」で、「追」の記載のあるものは「展望地点」適用物件が追加された指定年。
 4) 複合的なものうち、「展望地点」が適用されているのは、以下のとおり。
 (*b)「種山ヶ原」、(*c)「厳島巖(インカルシ)」、(*d)「龍神山」、(*e)「斎場嶽(適用項目5・11)」、「弁之御嶽(適用項目10・11)」
 5) 「分類」では、「複合的なもの」を「複合」と略記した。

これらの適用実績のうち、「八幡山」までの19件は旧法下約30年の期間に指定されたもので、文化財保護法下において自然的なものの名勝指定が低調であった半世紀の期間¹⁰を経て、1997年指定の「川平湾及び於茂登岳」以来、自然的なものの指定が改めて積極的に行われるようになったこの20年余りに18件を数える。

旧法下の事例に「著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點」の趣旨を窺えば、天橋立では青松の帯を伴って宮津湾にかかると砂嘴の優れた風致景観に加えて成相山からの眺望を評価し、松島では四大観（大高森の壯観、富山の麗観、多聞山の偉観、扇谷の幽観）によって多島海の傑出した眺望を得られること、温泉岳では山上の至る所から海山の佳景を一時に収める眺望の稀なること、下津井鷲羽山では瀬戸内海の展望絶佳なることを挙げる¹¹。また、これら旧法下での事例には、対象項目「展望地点」のみを適用した事例などに、主として高所からの見晴らしに着目して名勝の内容と価値を説明しようとしてきたことを確認できる。

近年の事例では、初期の系譜に連なるものとして星ヶ森（横峰寺石鐘山遥拝所）¹²が顕著であるが、従来に見られない視野からの評価を含んで取り組まれてきた名勝指定において「展望地点」の取扱いが多様化して来たことも窺える。例えば、文化的景観としての棚田¹³について、その優れた風致景観を名勝として指定して保護を図るために、嫉捨（田毎の月）では長楽寺境内からの眺望を評価し、白米の千枚田では水田と海浜が織り成す風致景観を一時するのを評価したものである。また、「展望地点」が適用された複合的なものの4つの事例は、一連の文脈の下に複数の名勝地をひとつの名勝指定として保護を図ろうとする取組に含まれるものである。あるいは、富士五湖や満濃池などは水面を手前に仰ぎ見る山岳への眺望に特徴付けられているし、海浜の名勝に分類されている不知火及び水島において望み見る固有の対象は眼前で時々刻々と推移する現象の風致景観である¹⁴。

一方、富士山は日本最高峰であって、その山頂からの絶景は比類無いものであるし、三保松原の優れた風致景観に富士山の麗姿の俯瞰を欠くことは到底できないが、特別名勝富士山¹⁵にも名勝三保松原¹⁶にも、その指定に「展望地点」の項目は適用されていない。あるいは、庭園は内外遠近の様々な眺めと無縁ではいられない上、日本における歴史的庭園の多くは国土美を写し取って演出することを技術的なメルクマールとして、基本的に「眺める」ことを含む観賞行為を前提としている作品で、特に借景を重要な構成とするものもある¹⁷が、名勝指定件数の半分以上を占める「庭園」については、「展望地点」を適用している事例は無い¹⁸。

このような実績に対して、特に自然的なものの名勝指定における対象項目の適用を考える上では、例えば、一般に自然的な名勝地の構成内容は、対象項目に示されたものを含む様々な要素の複合によって成り立っているが、対象項目の適用は指定される名勝に含まれる諸要素すべてに対応するものではないことに留意する必要がある。また、指定基準に掲げられた対象項目が、時代や社会における風景観などを反映して価値付けられる名勝地一般の類型や内容のすべてを網羅し得ないこと¹⁹などに鑑みれば、その解釈や取扱いは、むしろ保護しようとする名勝地の捉え方に照応するものとして、継続的に検討されるべきものであると言える。

対象項目の適用は、いわば、指定時における指定事由の重点を明示するものであって、適用されていないからといって、その特性を有していないことを意味しているわけではないし、今日的な観点から改めて評価を検討することは十分にあり得る。

したがって、名勝における指定基準の対象項目「展望地点」に含まれる意味合いの今日的な理解に当たっても、「展望地点」の対象項目が適用されていない指定事例を含め、名勝地一般において「眺める」ことに代表される観賞行為に着目することは、「展望地点」の捉え方とその意義を検討する上で重要であると考えられる。

4. 「展望地点」の捉え方とその今日的意義の理解

名勝として保護するための指定は、土地の範囲として措置されるが、それはその土地の環境そのものとして評価されるのではなく、特に風致景観の受け止め方に着目するものである。そして、それは、前掲の保存要目解説において「名勝ハ之ヲ眺ムルノ地ニ於テ其風致ニ差違アリ」と述べられたように、様々な観賞行為を通じて、どのような風景体験が得られるのかということに価値を見出す取組であると言える。展望地点ということは、外形的に見れば、一般に（眺める主体）と（眺められる対象）との関係において特定されるものであるが、一方で、機能的に考えれば、「観賞行為」と（風景体験）を媒介するものとも理解できる。

こうしたことを、人間の設計意思の下に芸術的演出としてその本質に備えている庭園について考えてみれば、その観賞行為に、特定の場所から観賞する（座観）と、歩みゆくなかに様々な風致景観の仕掛けを継起的に観賞する（回遊）という在り方を見出すことができる。さらに、（座観）には、視線を移しながら（見渡す）ことと、或る視対象を目標として（眺める）ことを認めることができる。日本における歴史的庭園のうち、名勝に指定されてきた「庭園」には、そうした多様な観賞行為の効果的な組合せによって生成される優れた風景体験を実現している作品と、そうした芸術が千年以上にわたり展開して来たことを示す証拠が含まれている。前述したように、庭園における観賞行為の評価は、対象項目としての「庭園」に含まれるために、指定に際して殊更に「展望地点」としての評価を適用しないのが通例であるが、広く名勝地を検討する観点からは、「展望地点」としての内容の今日的な理解に参照すべき多くの重要な示唆を含んでいる。

一方、自然的なものにおいても、前掲の松島や温泉岳のように展望地点が面的に展開しているもののほか、日本平のように富士山への展望地点であることを重要なメルクマールとしながら周囲360度に広がる景色を優れて眺め得るもの²⁰などがある。また、「展望地点」を適用していないものにも、天龍峡²¹における船下りをはじめとして、大歩危小歩危²²において鉄道の車窓を移りゆく景色など、溪流や河川などに準えて線状に推移して展開するシーケンスの観賞様態に注目される事例もある²³。

要綱草案の「風景ヲ眺メ得ル地點」以来、或る地点に立って何かを眺めることをイメージさせる「展望地点」の用語であるが、庭園のほか自然的なものの実績にも見られる多様な観賞行為の在り方を踏まえれば、（眺める主体）の様々な運動によって得られる種々の（風景体験）の内容をさらに積極的に評価する観点を、保護しようとする名勝地の理解にもっと活かしてよいと考えられる。

また、（眺められる対象）に四季の移ろいなどを含み込んでいることは当然としても、それは一般に絵画や写真のような静的な風景を想定する傾向にある。しかし、例えば、屋気楼など特定の条件の下に目の前で推移する自然現象など、映画や演劇のような動的な景色を眺めるのに特異な場所²⁴であることに注目することはとても興味深い。さらに、優れた眺望の連続をまるで回遊式庭園のように継的に体験することによって（眺める主体）に蓄積される複雑な風景像は、静的なものとしてではなく、動的なものとして印象深く経験されることがあるし、（眺められる対象）の視覚的図像が同様だとしても、（眺める場所）が有する（あるいは、時間とともにそこに推移する）固有な雰囲気や在り方によって風景体験の内容や意味が変化することもある。

以上のようなことを概括すると、「展望地点」ということに関連して名勝指定を考えるとき、いわば「特色ある眺望を得られる場所」の様々な在り方を認めるとともに、（観賞行為）と（風景体験）の多様な内容との対照関係を検討し、（眺める場所）について関連する事象を含む総体として表現することで、名勝としての「展望地点」の今日的意義に関する理解はより深まるであろう。

5. おわりに

本考察の要するところは、1世紀にわたる名勝の指定実績などの概観から、特に指定基準の対象項目のひとつである「展望地点」について、様々な可能性を例示的に検討し、例えば「特色ある眺望を得られる場所」のように、さらに広範な内容と構成を含むものとして表現し直すべきではないかという問いかけであり、そうした理解の糸口は既に示されているという主張である。

法律上の意味で、名勝の指定は土地の範囲として特定されるが、名勝地の本質は、その土地と観賞者との間に生じる行為と体験の関係に見出される。「展望地点」に関する検討は、或る観賞行為を通じた固有な風景体験そのものを表象する場所の意義を名勝地の観点から表現するという意味において特に重要である。

一方で、現行の指定基準が変わりなく運用されて70年余りを経過して来たなかで、近年の名勝指定や保存活用計画策定等における進展にも鑑みると、「展望地点」として取り扱う対象に対する理解をもっと深化していく必要がある。さらには、「展望地点」に関する検討において見られるように、「橋梁・築堤」をはじめとして適用事例があまり見られない対象項目への対応や、優れた観賞の対象となる「自然現象」など、名勝地としてこれまで十分に取られなかったもの²⁵⁾の追加等について、それらの具体的な保護に必要な措置を含め、対象項目の適用の在り方全体に関して継続的に検討していくことは、将来に向けて様々な名勝地を護り育てていく上でも不可欠な姿勢である。

補注及び引用文献

- 1) 上村さつき・黒田乃生・羽生冬佳 (2010) : 名勝としての「展望地点」の保護に関する研究 : ランドスケープ研究 73(5), 679-684 では、優れた展望地点の保護について、名勝の制度を景観法に基づく景観行政施策等に依り補完するかたちで検討していくべきとの姿勢が示されている。
- 2) こうしたことを特に「五 岩石、洞穴」に窺えば、「岩石」や「洞穴」が名勝地そのものというよりも、名勝地を構成する「岩石」や「洞穴」のことであると理解できる。その意味で、項目にあるものの母集団を想定して特に優秀なものを選択することを直ちに意味しないことが窺える。一方で、歴史的な「庭園」については、長年にわたる実績を反映して、今日、芸術上又は学術上の観点からの名勝としての保護が相当程度に定着しており、「名勝」が実質上「庭園」の保護制度として運用されているとしても過言では無い。そうしたことは、表-1から「庭園」の指定が現状で名勝指定件数の半分以上を占めていることにも窺うことができる。
- 3) 1951年5月10日文化財保護委員会告示第2号「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」における名勝の部。
- 4) 仔細を見れば、項目四に該当するもののほか、項目六の「深淵」、項目八の「砂丘」など、未だ適用の事例や代表的なものがないものもあり、分類別件数に分類が掲げられていないものもある。
- 5) 今日における「自然的なもの」のうち、旧法下の指定において、保存要目「一 著名ナル公園及庭園」が「公園」を含む意味で適用されている事例には、嵐山 [京都府, 1927年史蹟及名勝指定] や温泉岳 [長崎県, 1928年名勝指定] などがある。一方で、松島公園を含んでいた松島 [宮城県, 1923年名勝指定] や天龍峡公園を含んでいた天龍峡 [長野県, 1934年名勝指定] などでは当該項目が適用されていない。
- 6) 「十二、特色アル山岳、丘陵、高原、平原、河川及温泉地」。平澤毅 (2015) : 名勝地保護関係資料集 : 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所, 383pp の p259 の「史蹟名勝天然記念物保存要目中名勝ノ部ニ一項目追加ノ件」によれば、「轉近風景等ノ観賞旺盛ナルニ伴ヒ『山岳』、『河川』、『温泉』等ノ名勝地ハ種々ノ施設ニ依リ漸次破壊セラレハ状態ニ有之是カ保存ハ緊急ヲ要スル爲」として追加されたもの。一般に、1927年に実施された東京日日新聞・大阪毎日新聞主催で鐵道省後援の「日本新八景」選定に係る8つの分野について、名勝の保存要目が網羅していなかったものを追加したものと理解できる。

- 7) 黒田乃生・小野良平 (2004) : 明治末から昭和初期における史蹟名勝天然記念物保存にみる「風景」の位置づけの変遷 : ランドスケープ研究 67(5), 597-600 のほか、要綱草案から保存要目、指定基準への推移については、平澤毅 (2017) : 名勝地保護施策に関する研究 : doi/10.15083/00075059, 340pp の「III-3. 遺跡の保存・活用から地域における遺産の総合的マネジメントへの展開」における「4. 遺産としての名勝地」(pp73-81)などに詳述されている。
- 8) 内務省 (1921) : 史蹟名勝天然記念物保存要目解説 名勝之部 : 26pp
- 9) 1923年に史蹟及名勝に指定され、1952年に特別史跡及び特別名勝に指定された厳島における名勝の指定基準対象項目の適用は八 (厳島) のみ。
- 10) 補注7)の平澤 (2017)における「IV-3. 自然の名勝地」(pp 195-230)のほか、文化庁監修 (2019) : 特集・史蹟名勝天然記念物保存法 100年 : 月刊文化財 670, 4-37, 平澤毅 (2019) : 史蹟名勝天然記念物の指定種別と指定件数に関する考察 ~記念物保護の今後に向けて~ : 遺跡学研究 16, 73-84などを参照のこと。
- 11) 指定時の説明文に、天橋立では「成相山上部ノ郡有山林ニノ地ヲ拓キテ小亭ヲ設ケタルアリ天橋ヲ望ムニ好適ノ地點ナリトス」、温泉岳では「山上到ル處眺望ニ富ミ東ハ有明湾ニ臨ミ西ハ橋湾ニ対シ南ハ天草洋ヲ俯瞰シ北ハ遙ニ大村湾ヲ一矚スヘシ海山ノ勝景ヲ兩眸ノ中ニ収ムルノ勝区トシテ此ノ地ノ如キハ稀ナリ」、下津井鷲羽山では「其ノ展望ノ絶佳ナルコト瀬戸内海ノ沿岸他ニ多ク其ノ比ヲ見ス播磨灘ヨリ水島灘ニ至ルノ海面ヲ一望ノ中ニ收メ」[補注6]平澤 (2015), p57, p76, p79]とある。
- 12) 四国の霊峰石鎚山を遥拝する固有の展望地点で江戸時代以来の名所。遥拝所から石鎚山を眺めることに顕著で、展望地点として眺望の対象や方向などが極めて単純明瞭な事例のひとつと言える。
- 13) 娯捨 (田毎の月) については、本中眞・佐々木邦博・麻生恵 (2001) : 名勝「娯捨 (田毎の月)」の文化的価値とその保存手法 : ランドスケープ研究 64(5), 475-478において文化的景観としての保護が論じられており、また、白米の千枚田については、指定説明文において「この地方特有の地形と生業が結びついて形成されてきた顕著な文化的景観といつてよい。」[補注6]の平澤 (2015), p140]としている。こうした棚田を文化財として保護対象とした前衛的な取組の成果等を踏まえつつ、2004年の文化財保護法の改正により文化的景観の保護制度が創設された。
- 14) 被対象が自然現象の推移という点においては鳴門や天都山にも通じる。
- 15) 山梨県・静岡県, 1952年10月名勝指定, 同年11月特別名勝指定。
- 16) 静岡県, 1922年名勝指定。
- 17) その最たる事例には、名勝円通寺庭園 [京都府, 1954年指定]をはじめ、名勝及び史跡慈光院庭園 [奈良県, 1934年指定] などがある。
- 18) 庭園の名勝指定については対象項目の一 (庭園) を適用されるが、唯一、特別名勝法金剛院青女滝附五位山 [京都府, 1971年名勝指定] には、併せて十 (山岳・丘陵) が適用されている。
- 19) 1920年決定の保存要目について、1929年に「十二 特色アル山岳、丘陵、高原、平原、河川及び温泉地」を加えたことにも傍証される。
- 20) 登録記念物十国峠 (日金山) [静岡県, 2016年登録]なども同様。
- 21) 名勝天龍峡保存管理計画 [飯田市, 2010年10月]において、船下りによるシークエンスの観賞を積極的に価値付けている。
- 22) 徳島県, 2014年に大歩危として天然記念物に指定、2015年には名勝にも指定され、2018年には天然記念物及び名勝大歩危小歩危となった。
- 23) 井原縁 (2020) : ミニフォーラム名勝から考える眺める場所と風景の保全・継承 : ランドスケープ研究 84(2), 159 で、名勝の価値評価の観点として、眺める場所に関する認識を点から線や面にも広げる意義については小野良平が言及している。
- 24) 名勝不知火及び水島 [熊本県, 2009年指定] のほか、登録記念物魚津浦の屋気楼 (御旅屋跡) [富山県, 2020年登録]などの事例がある。
- 25) 文化庁文化財部記念物課 (2013) : 名勝に関する総合調査-全国的な調査 (所在調査) の結果-報告書 : 50 の pp 46-47 においても「従来の指定基準では捉えきれない風致景観の保護」として、その検討の必要性に触れているが、具体的方策については述べられていない。

(2020.9.26受付, 2021.3.30受理)